

長崎県指定障害福祉サービス事業所等関係法人代表者 様

長崎県障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の届出及び実績報告について（依頼）

日頃より本県の障害福祉行政の推進にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴事業所において標記加算を算定する場合は、届出及び実績報告が必要となりますので、下記のとおり関係書類の提出方をお願いします。

なお、事務処理手順及び様式については、平成 30 年度分届出から変更されていますので、別添「平成 31（2019）年度における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて」及び「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照のうえご算定いただき、提出いただきますよう重ねてお願いします。

また、平成 30 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の承認事業所におかれましては、下記のとおり実績報告書類のご提出もお願いします。

何れの書式も、県 HP「申請書ダウンロードサービス」に掲載しておりますのでご活用ください。

なお、当照会は法人代表アドレス宛にのみ送信しておりますので、法人内の各施設・事業所等への周知方、併せてお願いいたします。

記

●平成 31（2019）年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出について

1. 提出期限 ①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護サービス事業所を運営する法人  
平成 31 年 4 月 15 日（月）（必着）

※2019 年 10 月から 2020 年 3 月までの加算率が後日通知されます。

- ②①以外の法人で、福祉・介護職員処遇改善（特別）加算対象サービス事業所を  
運営する法人

平成 31 年 3 月 15 日（金）（必着）

※提出期限までにやむを得ず提出できない場合は、県障害福祉課までご連絡  
ください。

2. 提出書類 別紙参照  
3. 提出先 以下記載の担当あて

●平成 30 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算実績報告について

1. 提出期限 2019 年 7 月 31 日（水）

※期限までに実績報告の提出がない場合は、加算の算定要件を満たして  
いないとして全額返還となる場合もありますのでご留意ください。

2. 提出書類 別紙参照  
3. 提出先 以下記載の担当あて

【留意事項】

・平成 30 年度分の実績報告に関して、加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、加算による収入額を下回るとは想定しておりませんので、仮に下回る場合には一時金や賞与として支給を行うようお願いします。

・長崎市内又は佐世保市内の障害福祉サービス事業所については、長崎市又は佐世保市が所管と

なりますので、本加算の届出等にかかる詳細は長崎市又は佐世保市へお尋ねください。

- ・長崎市内又は佐世保市内の障害児通所事業所については、4月から指定権限が長崎市又は佐世保市へ移譲されますが、加算届出については、提出期限である平成31年3月15日（金）までに県障害福祉課へご提出ください。

※提出期限までにやむを得ず提出できない場合は、県障害福祉課までご連絡ください。

担当 千850-8570 長崎市尾上町 3-1 長崎県障害福祉課自立就労支援班 TEL : 095-895-2455 FAX : 095-823-5082
---